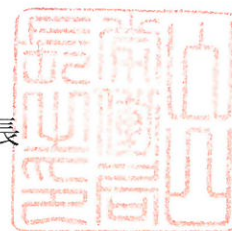




山口労発基 0426 第1号
平成 28 年 4 月 26 日

一般社団法人
山口県労働基準協会長 殿

山口労働局長



死亡災害の多発に対応した労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

労働災害の防止につきましては、第12次労働災害防止推進計画（以下「第12次防」という）に基づき推進しているところですが、第12次防の中間年にあたる平成27年の休業4日以上死傷者数は、1,274人と前年に比し7.6%の大幅増となりました。

中でも、死亡災害につきましては平成27年は13人と前年の19人からは減少したものの、第12次防の平成27年の目標（12人）は達成できなかったところであり、さらには本年1月から4月にかけてのわずかな期間に7人（前年同期2人）もの尊い生命が立て続けに失われるという、極めて憂慮すべき事態となっております。

第12次防では平成29年において死亡災害を11人以下とすることを目標としており、以上の状況をふまえれば第12次防の後半となる本年は、労働災害防止について相当な取組が必要であると考えられます。

つきましては、労働災害による犠牲者をこれ以上発生させないという強い決意のもと、各職場での安全衛生活動の強化のため、下記事項にご留意の上、貴団体の労働災害防止に向けた取組強化を図られるとともに、傘下会員事業場に対しては労働災害防止対策の徹底について周知、ご指導をいただきますよう要請いたします。

なお、この要請に基づき貴職が取り組まれた対策等につきましては、8月末までに本職あてにご報告をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 安全衛生管理体制の充実

経営トップによる災害防止の決意を表明するとともに、自らが先頭に立ち、業務量の増加等に十分に対応した安全衛生管理体制となっているか、十分な安全衛生活動が行われているかなどを重点に点検すること。

2 交通労働災害の防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき適切に取り組むこと。

特に、運転業務従事者に対して、睡眠時間の確保に配慮し、無理のない適正な運転時間による走行計画の作成、見直しを行うとともに、乗務開始前の点呼等の実施により、睡眠不足等が著しい場合には運転業務に就かせないなどの措置について、一層の徹底を図ること。

3 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の「第3 荷主等の実施事項」に基づき、荷主等においても、陸上貨物運送事業者との連絡調整を図り、荷役作業の安全対策に取り組むこと。

4 「STOP！転倒災害プロジェクト」の継続実施

作業通路における段差等の解消や4Sの徹底による通路等の安全確保の取組を行うと共に、6月の重点取組期間を中心に職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施及びその定着状況の確認を行うこと。